

接骨院・整骨院のかかり方

健康保険が使えるものと使えないものがあります

健康保険が**使える**もの

ケガや原因のある痛み

- 日常生活やスポーツで、捻ったり打ったりして、負傷したとき



- 日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや無理な動作によって、負傷したとき

◎接骨院や整骨院で、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷(肉ばなれ)と判断されたとき(骨折・脱臼は応急処置を除き、医師の同意を得ることが必要です)

◎急性・亜急性の骨・筋肉・関節のケガや痛み等、原因がはっきりしているとき

健康保険が**使えない**もの

病気や原因不明の痛み

- 日常生活での単なる肩こり、筋肉疲労、体調不良



- 神経痛、リウマチ、ヘルニアなどの慢性の病気
- 脳疾患の後遺症などの慢性疾患
- スポーツなど肉体疲労からの回復目的
- 仕事中のケガ(労働災害等の適用)
- 病院や診療所などで、同じ負傷で治療をされている場合

「いつ」「どこで」「何をして」「どうなったか」正確に伝えて下さい!!



原因をはっきり伝えて下さい

「お体の症状や原因」を接骨院・整骨院の先生に正確に伝えて下さい。健康保険が使えるか判断してもらえます。



領収書を受け取って下さい

領収書の発行は義務付けられています。毎回必ず受け取って下さい。また、再発行ができませんので大切に保管して下さい。



患者さんご自身で署名して下さい

接骨院、整骨院では「受領委任払い制度」となっています。そのため、療養費支給申請書には、患者さん自身で署名して下さい。負傷やその他の理由で自署不能な場合は押印して下さい。



アンケートが送られてきます

厚生労働省所管の法令により医療費の適正化への取組の一環として、保険者から患者さん宛に受診内容に関するアンケート(受診内容回答書)が送られてきます。保険請求するにあたり、アンケートには正確にお答え下さい。

ご不明な点は窓口までお問い合わせ下さい